

1. 鬼怒川における治水事業の推移
2. 本件水害について
3. 国家賠償法2条1項の責任について

1-1. 鬼怒川流域における治水事業の変遷(平成27年9月まで)

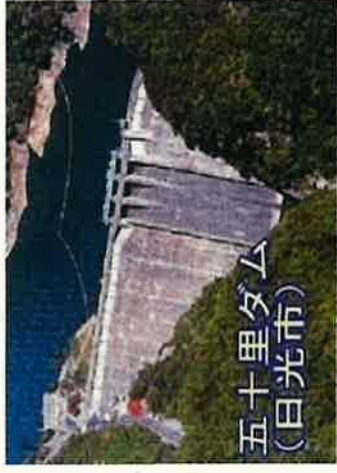
河川管理の主体		治水計画
明治	明治29年～昭和40年 栃木県及び茨城県	大正15年 鬼怒川改修計画
		昭和14年 利根川増補計画(乙30)
		昭和16年 鬼怒川改修計画
		昭和24年 利根川改修改訂計画(乙11)
昭和	昭和40年～ 国(直轄管理区間)	昭和40年 利根川水系工事实施基本計画(乙10)
		昭和48年 利根川水系工事实施基本計画及び流量改訂計画説明書(乙31)
		昭和55年 利根川水系工事实施基本計画(乙32)
		昭和62年 利根川水系工事实施基本計画(乙33)
		昭和63年 利根川水系工事实施基本計画(乙34)
		平成4年 利根川水系工事实施基本計画(乙35)
平成		平成7年 利根川水系工事实施基本計画(乙36)
		平成18年2月 利根川水系河川整備基本方針(乙20-1)

1-2. 鬼怒川の歴史等（主な治水対策の全体図）

- 鬼怒川は過去から大きな洪水が度々発生し、流域の人々を苦しめてきました。
- 明治時代には、22年、29年、35年、43年と相次ぎ洪水被害に見舞われ、特に明治43年8月洪水は関東全域で被害が発生する大洪水でした。



ダム名	湯西川ダム
完成年	平成24年
型式	重力式コンクリートダム
洪水調節量 (m³/s)	810
集水面積 (km²)	102.0
湛水面積 (km²)	1.98
管理	国土交通省



ダム名	五十里ダム
完成年	昭和31年
型式	重力式コンクリートダム
洪水調節量 (m³/s)	1,000
集水面積 (km²)	271.2
湛水面積 (km²)	3.1
管理	国土交通省



ダム名	川治ダム
完成年	昭和58年
型式	アーチ式コンクリートダム
洪水調節量 (m³/s)	1,400
集水面積 (km²)	323.6
湛水面積 (km²)	2.2
管理	国土交通省

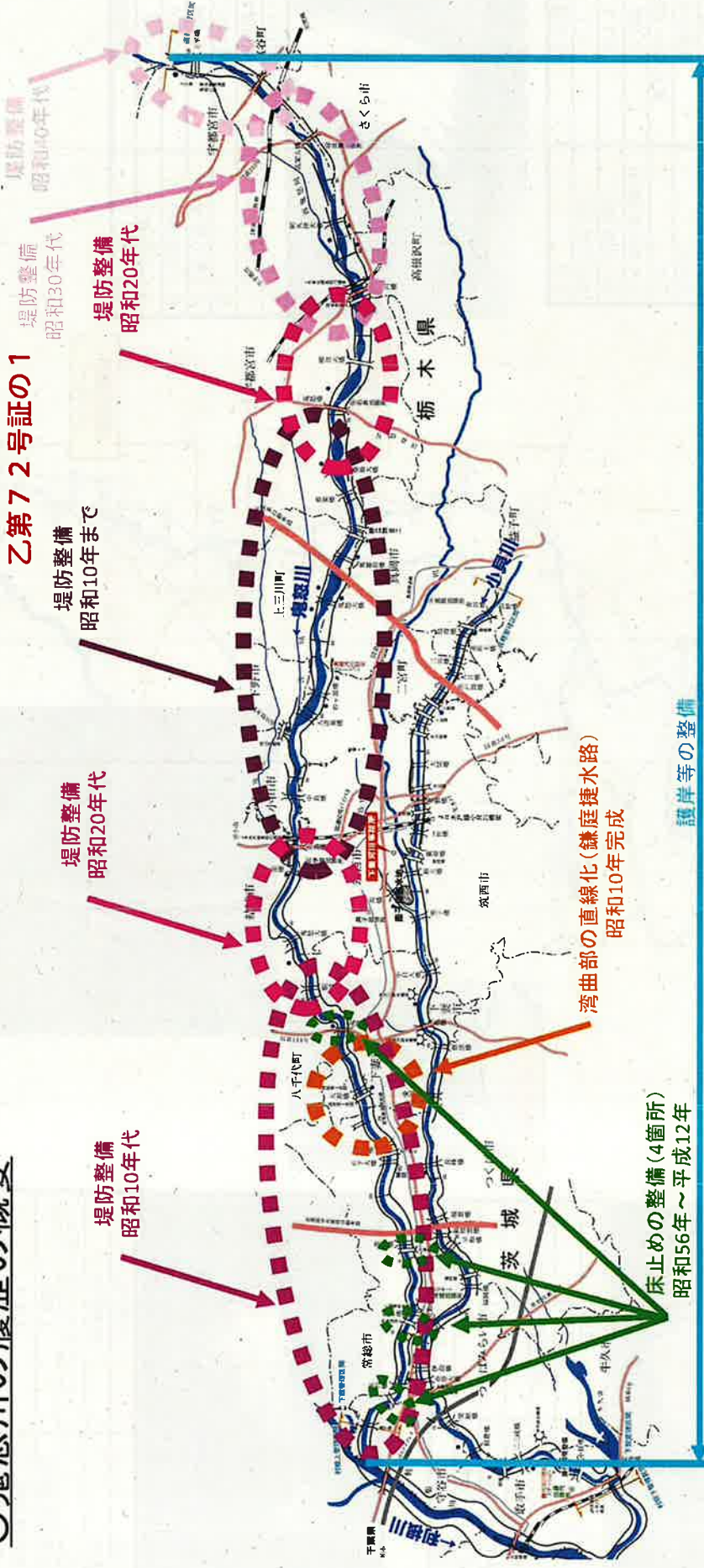


ダム名	川俣ダム
完成年	昭和41年
型式	アーチ式コンクリートダム
洪水調節量 (m³/s)	1,000
集水面積 (km²)	179.4
湛水面積 (km²)	2.59
管理	国土交通省

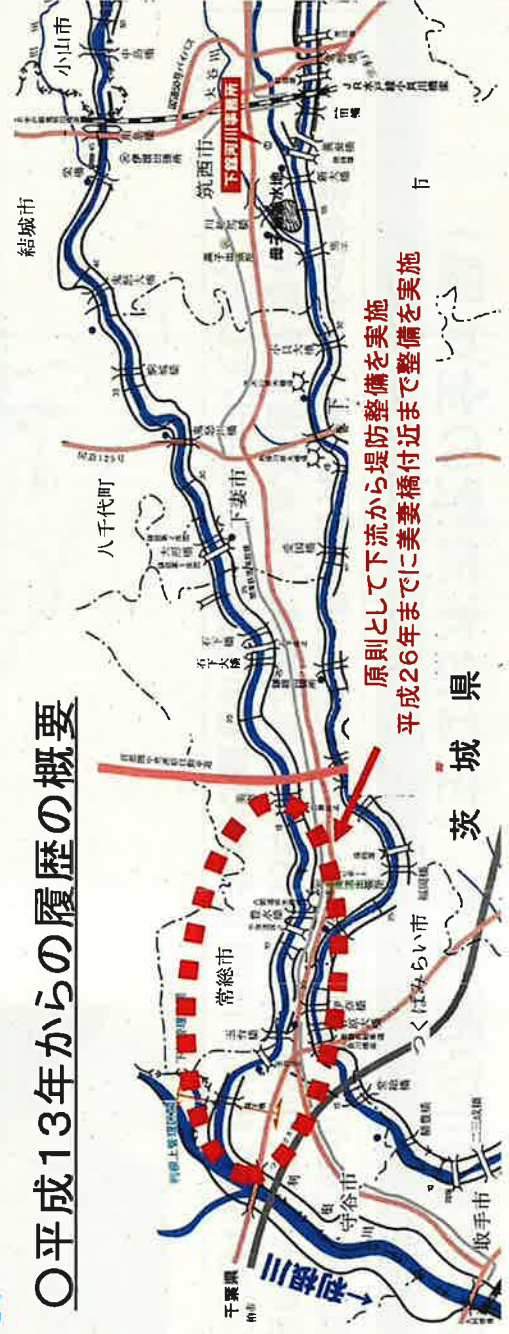
1-3. 鬼怒川下流における堤防整備の履歴

○鬼怒川の履歴の概要

乙第72号証の1



○平成13年からの履歴の概要



本資料は、被告準備書面(1)
p 47～p 48を図示したもの

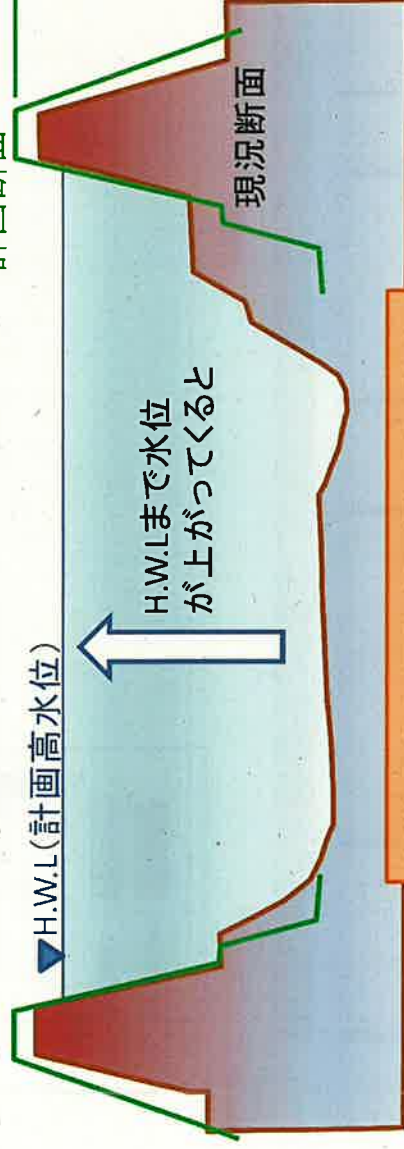
1-4. スライドダウン方式について

◆スライドダウン堤防高

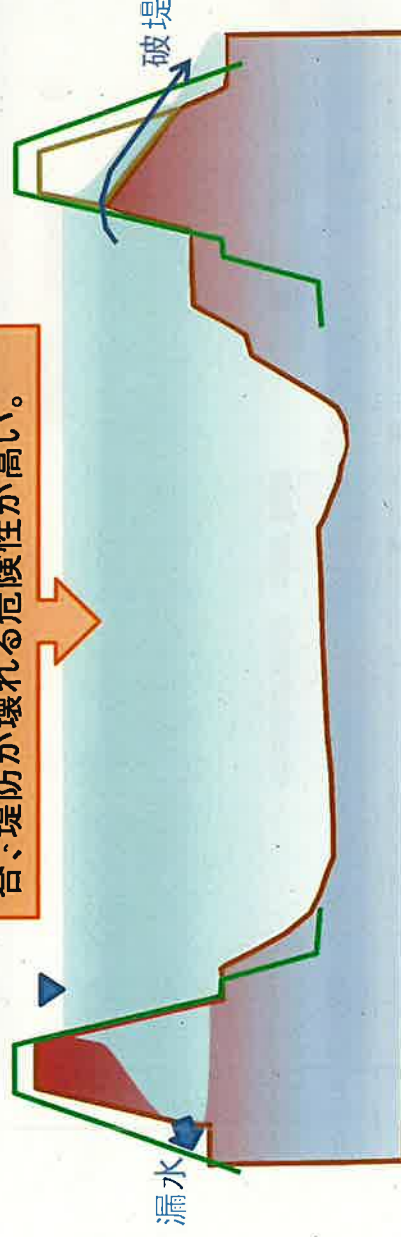
乙第101号証
1ページ

計画堤防高

計画断面



堤防の高さ・厚みが不足している場合、堤防が壊れる危険性が高い。



堤防は、計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に對して安全な構造とすることを目標として設計される。



スライドダウン堤防高

スライドダウン堤防高

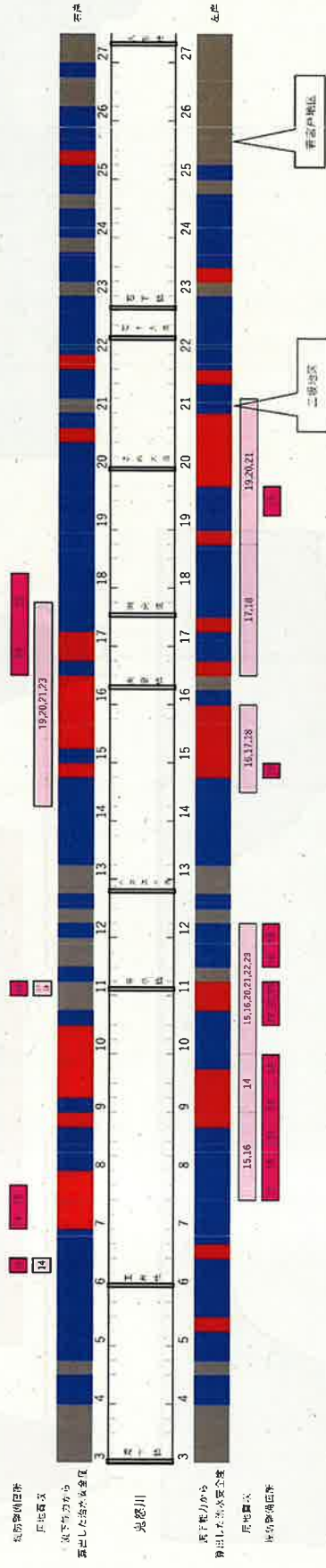
現況断面で堤防の厚み等が確保される位置をさがす。

現況断面の堤防内に計画断面が入るように、移動(スライド)させる。
移動後の計画堤防の天端の高さを「スライドダウン堤防高」という。

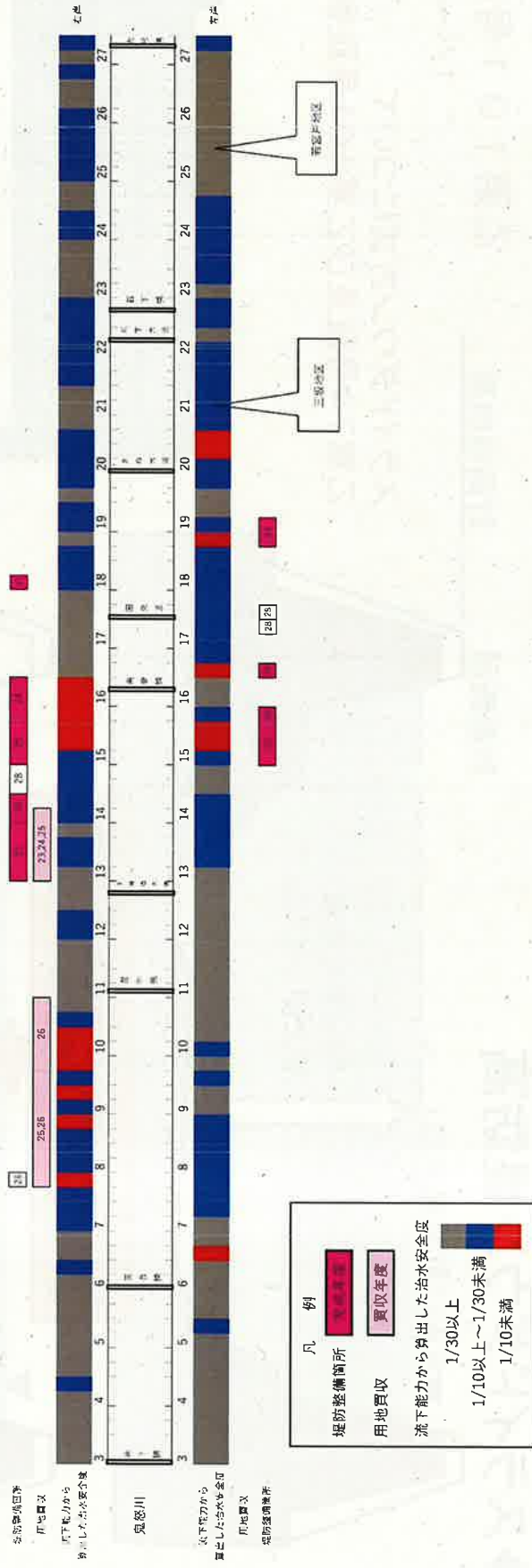
1-5. 鬼怒川下流3~27kmの治水安全度

乙第92号証

鬼怒川堤防整備概要図(平成13年以降の整備)



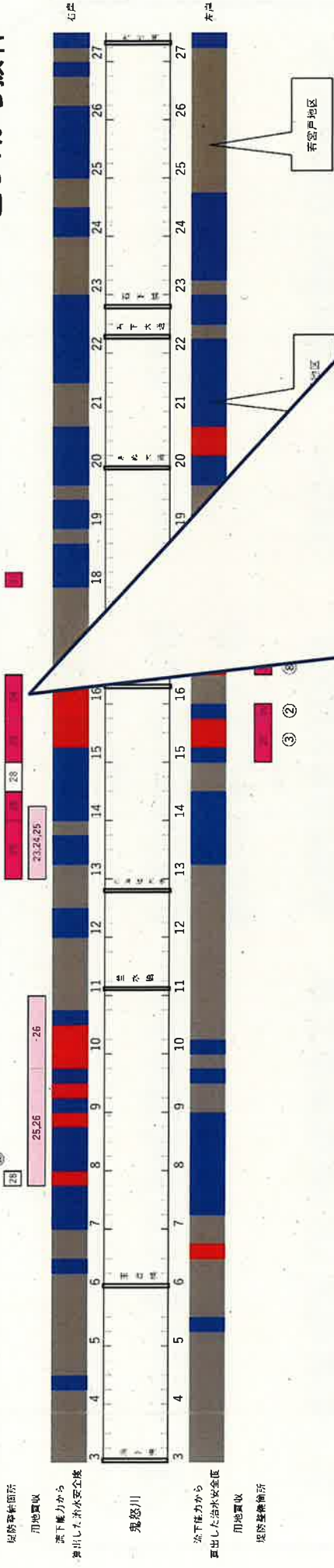
鬼怒川堤防整備概要図(平成24年以降の整備)



治水安全度について
一審被告原告審準備書面(5)13及び14ページ参照

1-6①. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

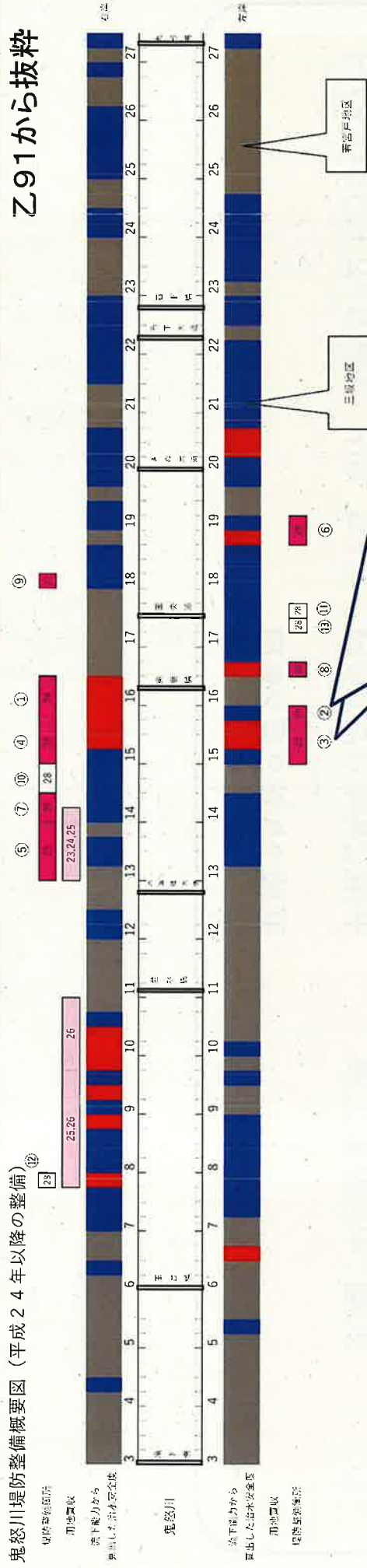
鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）



NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
①	大輪(中)築堤工事	平成24年3月20日 ～ 平成25年3月29日	575.6m	1億8721万5000円

1-62③. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

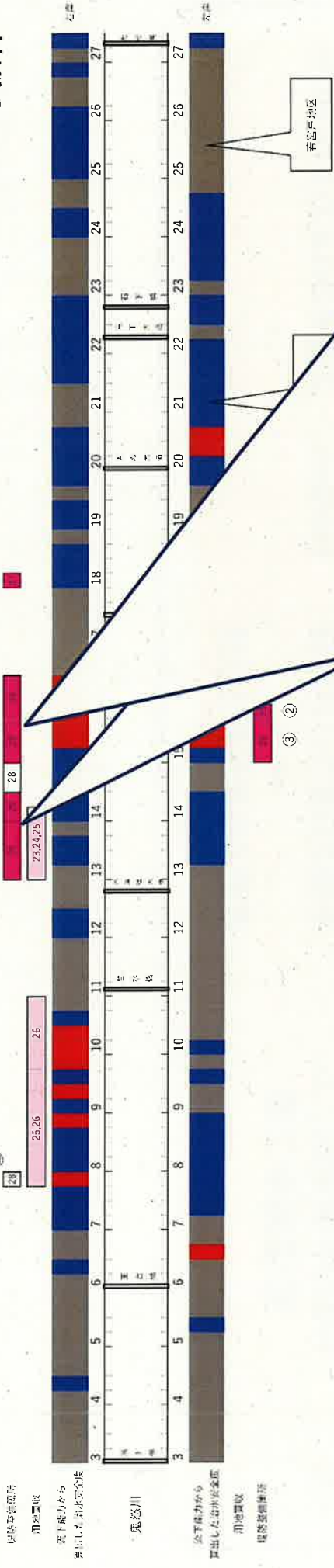
鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）



NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
②	中妻地区(上)築堤護岸工事	平成25年3月2日 ～ 平成26年3月31日	340m	2億4664万5000円
③	H24中妻地区築堤護岸工事	平成25年6月12日 ～ 平成26年3月31日	496m	2億4349万5000円

1-6④⑤. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）

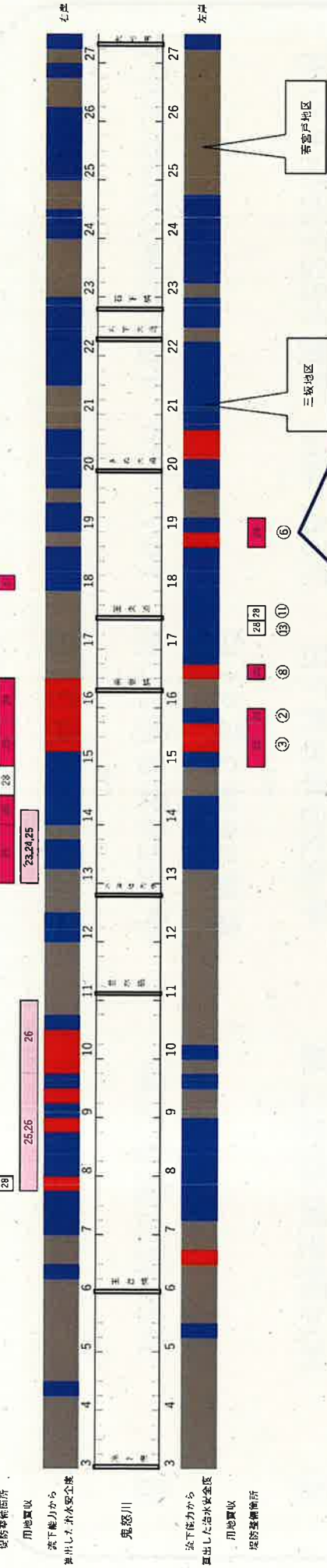


乙91から抜粋

NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
④	H24羽生町築堤工事	平成25年8月7日 ～ 平成26年3月31日	756.4m	3億7327万5000円
⑤	H25羽生築堤工事	平成25年8月30日 ～ 平成26年3月31日	747.8m	1億6590万0000円

1-66. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

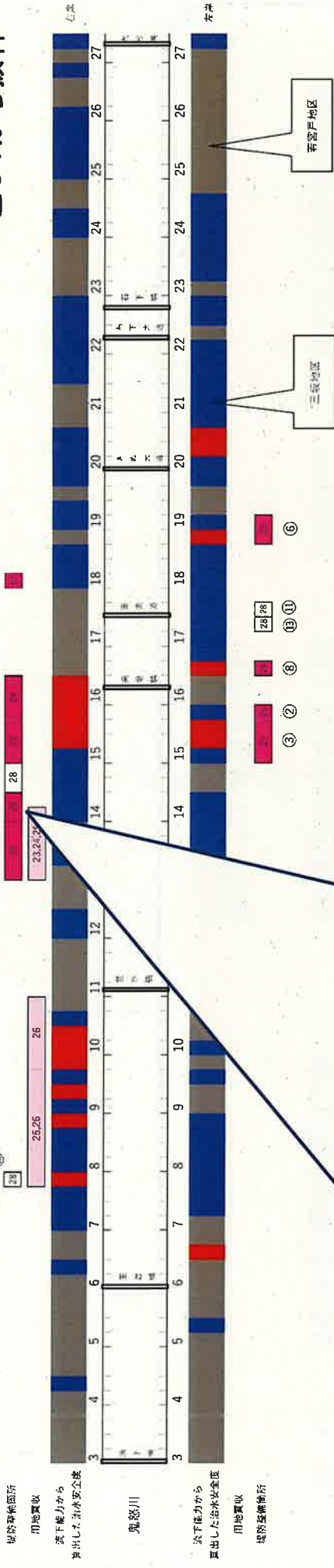
鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）^⑥



NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
⑥	H25中妻地区(上) 築堤護岸工事	平成25年10月5日 ～ 平成26年5月30日	640m	2億4343万2000円

1-67. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）

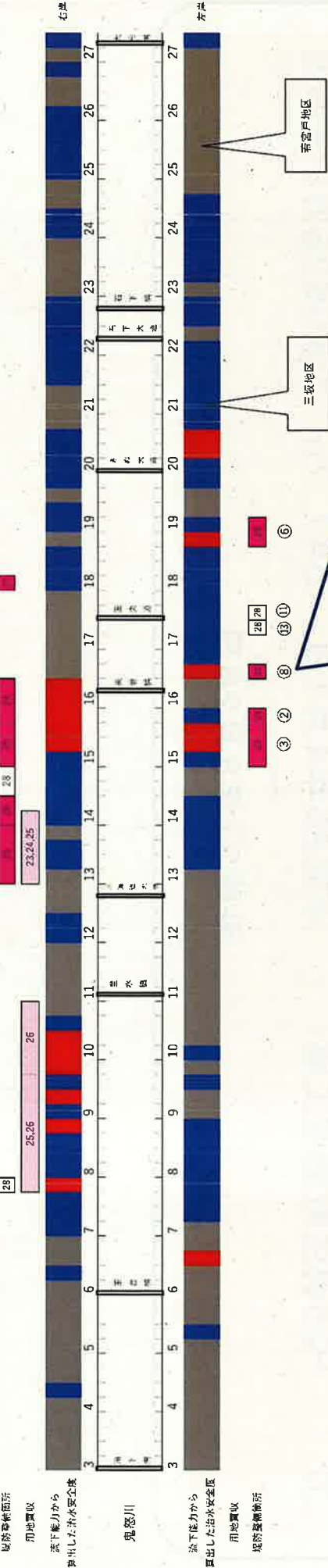


乙91から抜粋

NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
⑦	H25羽生町築堤工事	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月26日	547.7m	1億9828万8000円

1-68. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）⑧

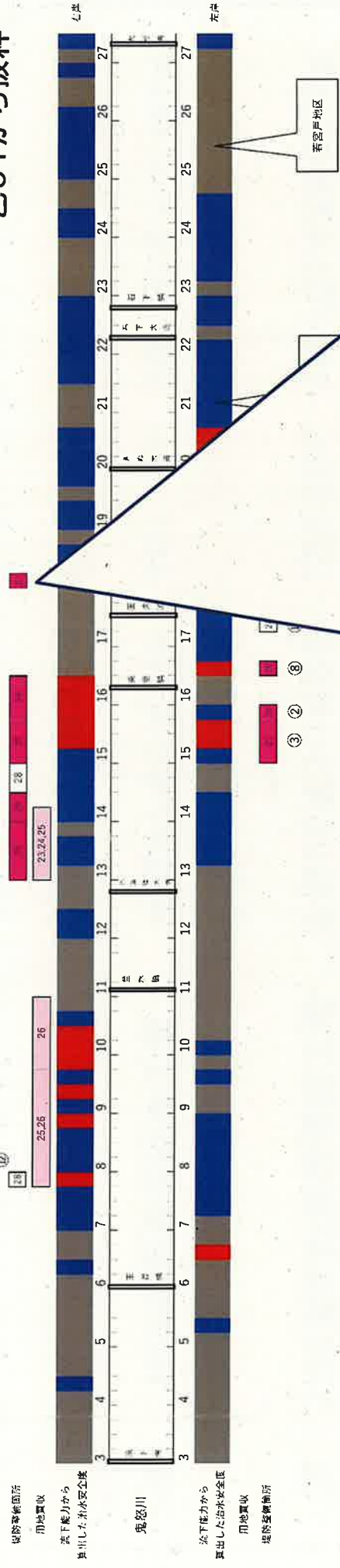


乙91から抜粋

NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
⑧	H25中妻築堤工事	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月2日	200m	9331万2000円

1-6⑨. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

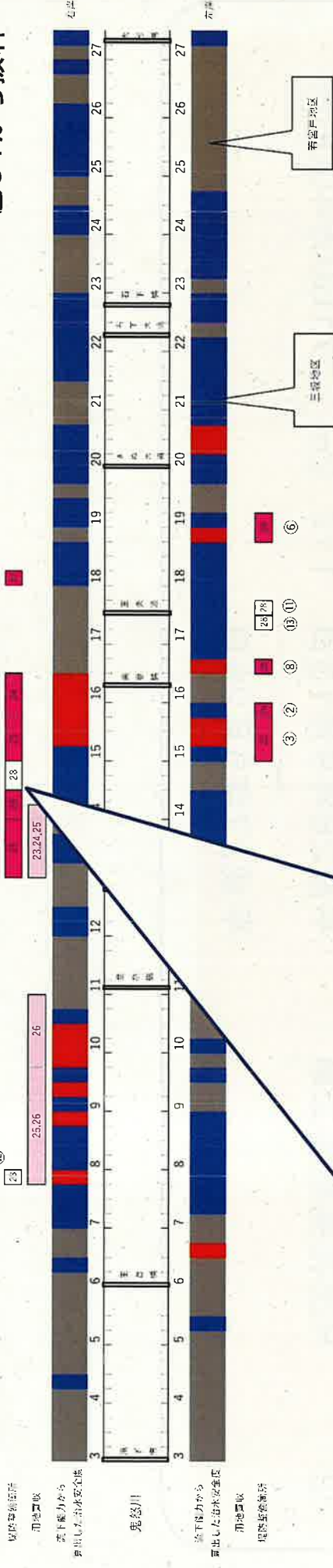
鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）⑨



乙91から抜粋

NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
⑨	H26花島築堤工事	平成26年9月13日 ～ 平成27年5月29日	112.2m	7160万4000円

1-6⑩. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

鬼怒川堤防整備概要図(平成24年以降の整備)⁽¹²⁾

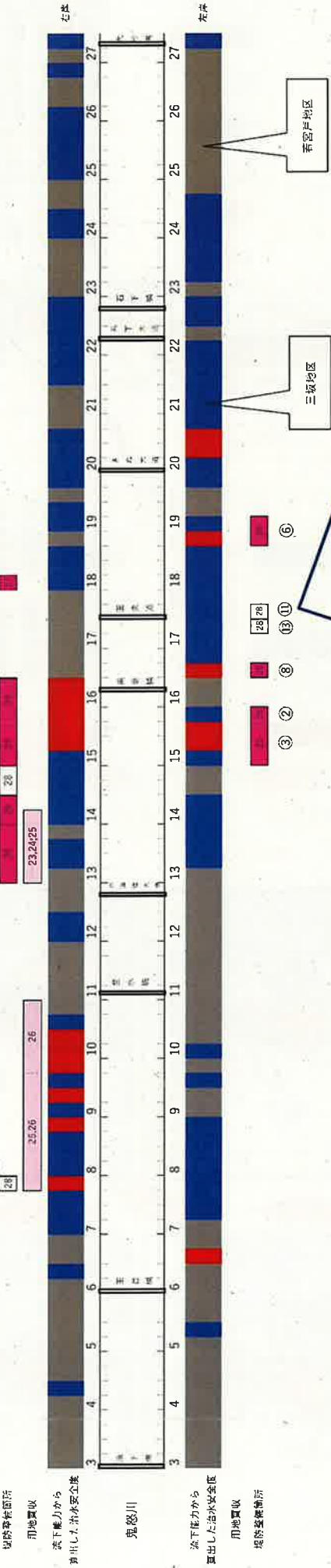
乙91から抜粋

NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
⑩	H26羽生町築堤護岸工事	平成26年10月2日 ～ 平成27年3月31日	229.12m	1億7614万8000円
⑩	H26羽生築堤護岸工事	平成27年3月6日 ～ 平成28年5月31日	401.2m	3億1352万4000円

-2

1-6⑪. 平成24年から平成27年までの鬼怒川下流における堤防整備の履歴

鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）⑪

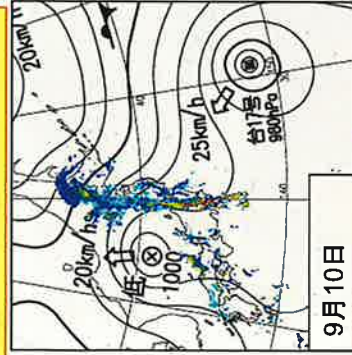


NO.	工事名	工期	延長	工事費用(円) (消費税含む)
⑪	H26中妻築堤工事	平成27年3月21日 ～ 平成28年6月15日	250m	1億7175万2400円

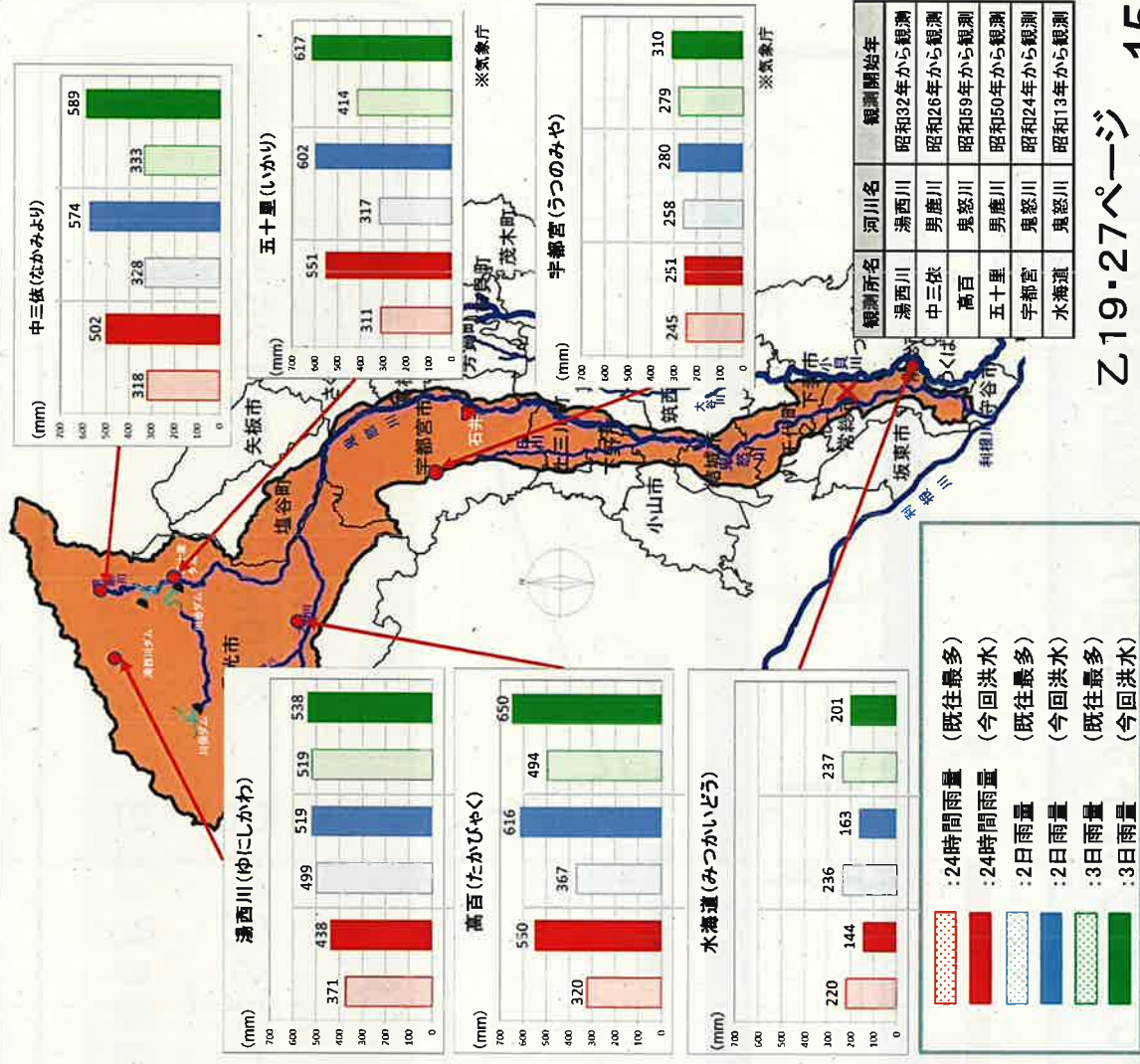
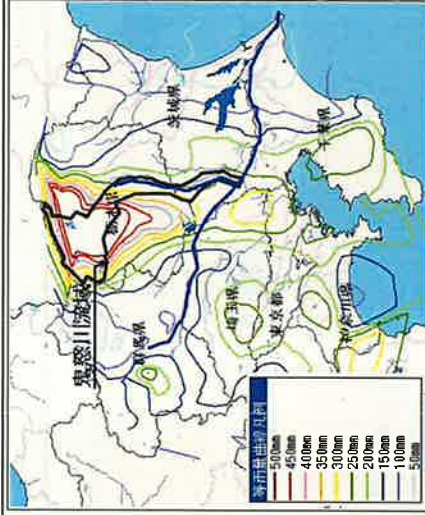
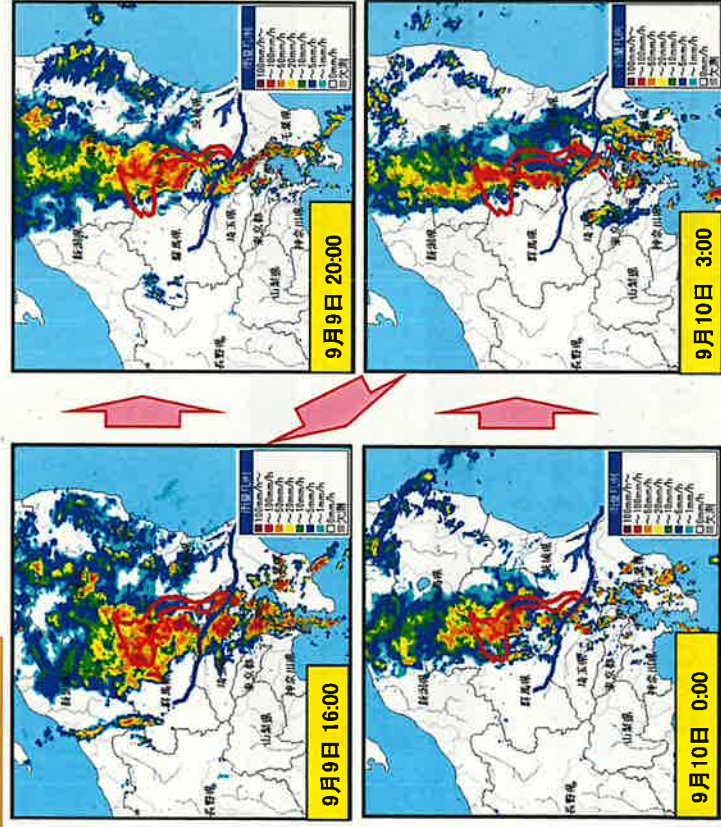
2-1. 降雨の概要

- 関東地方では、「線状降水帯(せんじょうこうすいたい)」と呼ばれる積乱雲が帯状に次々と発生する状況となり、長時間にわたって強い雨が降り続き、鬼怒川流域では記録的な大雨となりました。
- 平成27年9月9日から9月10日にかけて、五十里(いかり)雨量観測所(栃木県日光市)では、昭和50年の観測開始以来、最多の24時間雨量551mmを記録するなど、各観測所で観測史上最多雨量を記録しました。

気象・降雨の概要



レーダー雨量図



※平成27年9月洪水に関する数値は速報値であり、今後の精査により変更する可能性があります。

2-2. 鬼怒川の被災状況(流下能力を上回る洪水による被災)

■ 流下能力を上回る洪水となり、7カ所で溢水し、常総市三坂町地先で堤防が決壊しました。(平成27年9月10日12:50頃)
※関東地方の国管理河川の決壊は、昭和61年の利根川水系小貝川以来、29年ぶりです。

<鬼怒川全体の被災数>

被災内容	箇所数
決壊	1
溢水	7
漏水	23
堤防・河岸洗掘	31
法崩れ・すべり	7
その他	28
計	97

乙19・31ページ



※平成27年9月洪水に関する数値は速報値であり、今後の精査により変更する可能性があります。

3-1. 国家賠償法2条1項の責任について

国家賠償法2条1項

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

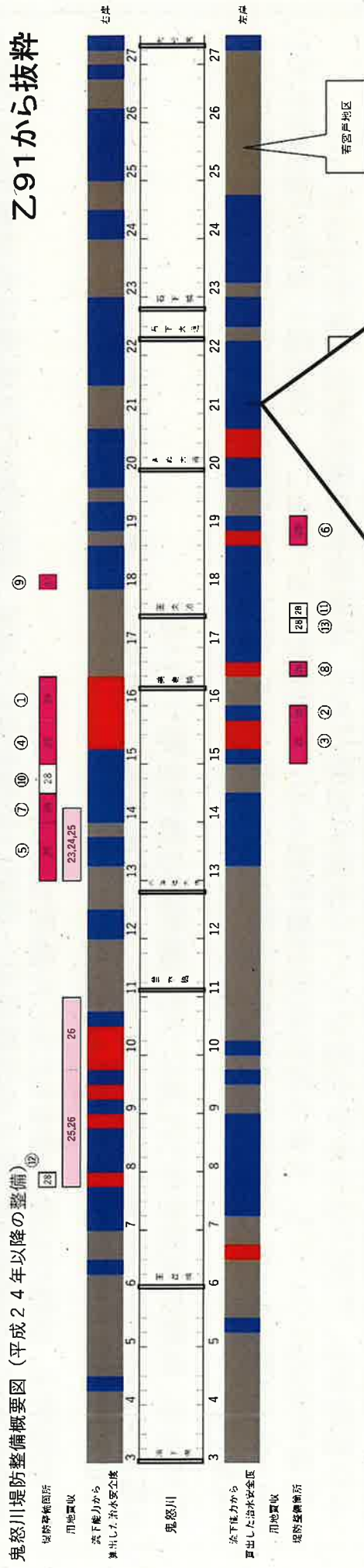
大東水害判決（最高裁昭和59年1月26日第一小法廷判決・民集38巻2号53ページ）

【河川の性質】「河川は、本来自然発生的な公共用物であつて、管理者による公用開始のための特別の行為を要することなく自然の状態において公共の用に供される物であるから、通常は当初から人工的に安全性を備えた物として設置され管理者の公用開始行為によって公共の用に供される道路その他の営造物とは性質を異にし、もともと洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包しているものである。」

【判示事項一】「河川の利用についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、前記諸制約のもとでの同種・同規模の河川の利用の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきであると解するのが相当である。」

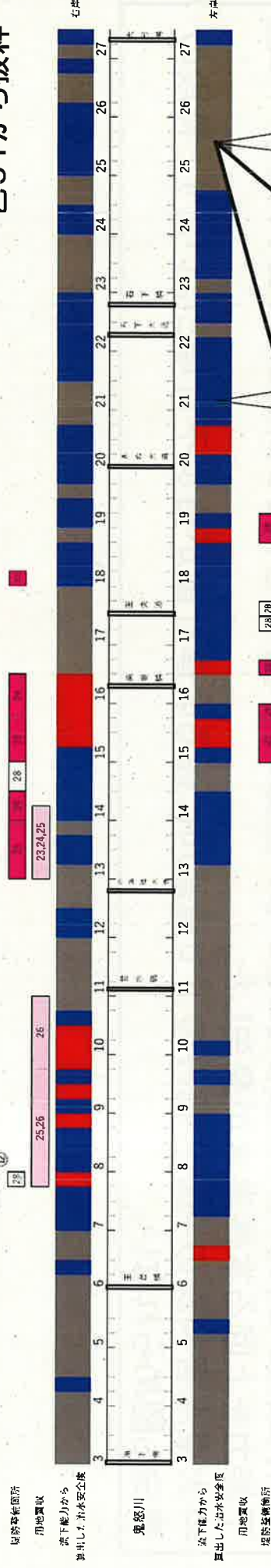
【判示事項二】「既に改修計画が定められ、これに基づいて現に改修中である河川については、右計画が全体として右の見地からみて格別不合理なものと認められないときは、その後の事情の変動により当該河川の未改修部分につき水害発生危険性が特に顕著となり、当初の計画の時期を繰り上げ、又は工事の順序を変更するなどして早期の改修工事を施行しなければならぬと認めらるべき特段の事由が生じない限り、右部分につき改修がいまだ行われていないとの一事をもつて河川管理に瑕疵があるとすることはできないと解すべきである。」

3-2. 上三坂地区(鬼怒川左岸21km付近)について



3-3①. 若宮戸地区について

鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）



若宮戸地区（鬼怒川左岸25.35km付近）

- ・鬼怒川は、既に改修計画が定められ、これに基づいて現に改修中の河川であった。
 - ・河川区域の指定は、土地所有者等に対する強力な私権制限を伴い、その後の築堤や河川管理について土地所有者等の理解を得られないなどの事態を生じかねないため、築堤等の事業実施に合わせて河川区域の範囲の拡大の指定が行われている（乙90）。
 - ・鬼怒川は、治水安全度を念頭に、原則として下流から上流へと堤防整備が進められてきた。
 - ・若宮戸地区でも、築堤が計画されるなど、将来的な堤防整備が検討されていた。
 - ・本件掘削後も、下流には治水安全度が1/10未満の区間があり、堤防整備の優先順位に変化はなかった。
- ⇒ 若宮戸地区についても、大東水害判決の判断枠組みの下で判断されるべきところ、同地区に堤防が整備されていたこと等をもって、改修計画が格別不合理なものとはいえず、また、本件掘削は特段の事由にあたるものとはいえない。
- ・河川法は、私権の制限を伴う行為につき、謙抑的な態度を取っている。
 - ⇒ 若宮戸地区を河川区域に指定しなかったことが規制権限の不行使として著しく合理性を欠くとはいえず、これをもって河川管理の瑕疵に当たるとはいえない。
 - ・本件降雨は、記録的な降水量をもたらした豪雨であった。
 - ・痕跡水位は本件掘削前の時点の地盤高の一番低い箇所を超えており、掘削がなくても本件溢水は発生していた。
 - ⇒ 本件溢水の回避可能性はなかった。

3-3②. 河川区域指定とは

河川法6条1項3号

堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地(中略))の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

河川法施行令1条1項1号

地形上堤防が設置されているのと同一の状況を呈している土地のうち、堤防に隣接する土地(後略)

河川法13条

1項 河川管理施設(中略)は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状態(中略)を考慮した安全な構造のものでなければならない。

2項 河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

河川管理施設等構造令

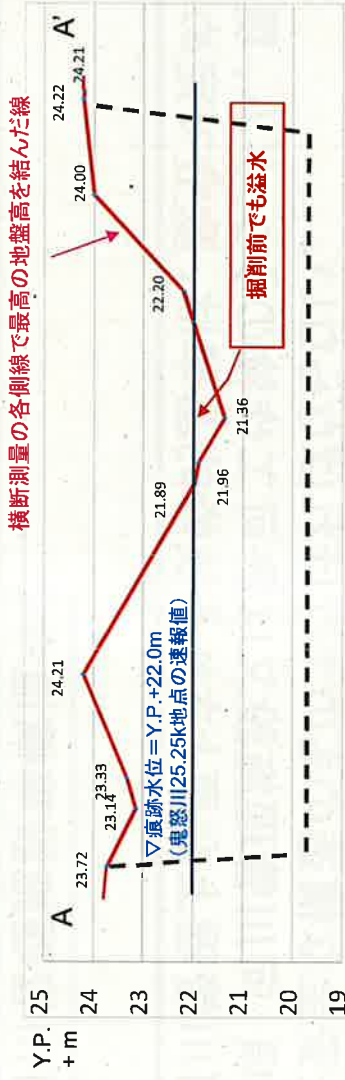
18条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位(中略)以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

19条 堤防は、盛土により築造するものとする。(後略)

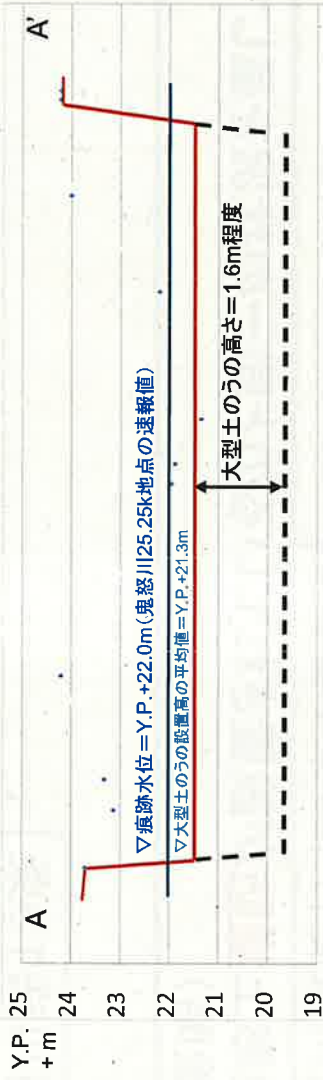
3-3③. 若宮戸地区の地盤高

洪水時の溢水状況 比較(イメージ)

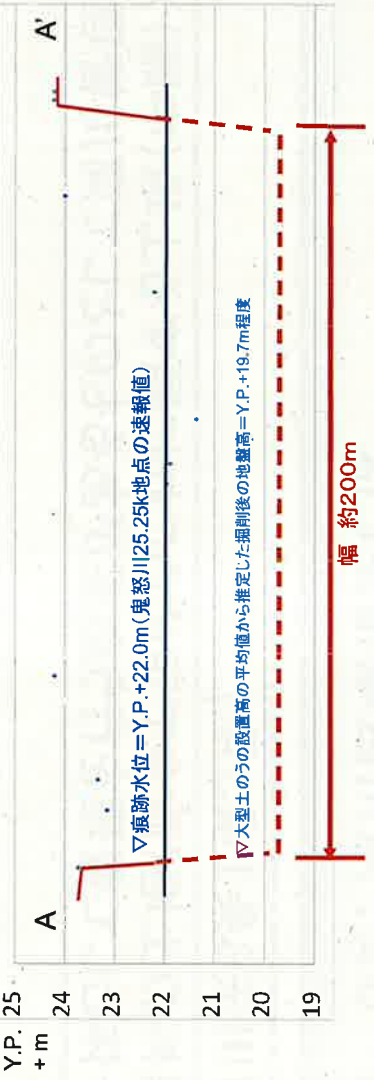
○掘削前の地盤線(崩壊無し) A-A'断面



○大型土のう設置後の断面(今次洪水時の溢水状況) A-A'断面

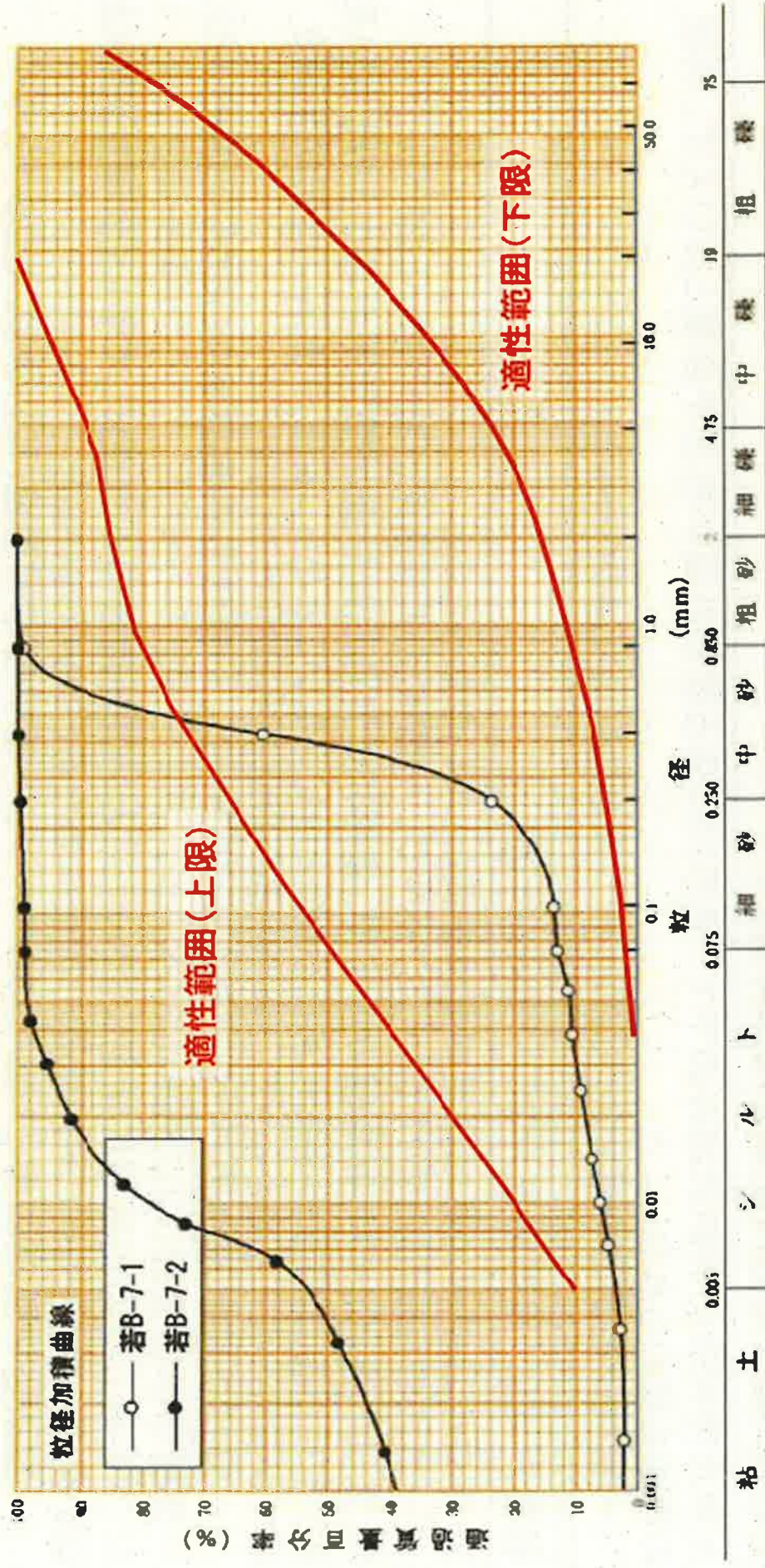


○掘削後の断面(対策を行わなかった場合の溢水状況) A-A'断面



3-3④. 若宮戸地区の地質

乙82から抜粋



一審被告控訴理由書22ページにおいて詳述

3-4. 国家賠償法2条1項の責任について

国家賠償法2条1項

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

上三坂地区（鬼怒川左岸21km付近）

大東水害判決の判断枠組みの下で、鬼怒川に係る改修計画が格別不合理とはいえず、特段の事由も認められないこと

（一審被告控訴答弁書8ないし20ページ及び28ないし45ページ）

若宮戸地区（鬼怒川左岸25.35km付近）

1. 本件砂丘が河川区域指定の要件を満たしていなかったこと

（一審被告控訴理由書15ないし27ページ、一審被告準備書面(12)11ないし26ページ）

2. 大東水害判決の判断枠組みの下で、鬼怒川に係る改修計画が格別不合理なものとはいえず、本件掘削は特段の事由にあたるものとはいえないことから、若宮戸地区に堤防が整備されていなかったこと等をもって、河川管理の瑕疵があるとはいえないこと

（一審被告控訴理由書27ページないし40ページ、一審被告準備書面(11)6ないし28ページ、一審被告準備書面(12)26ないし31ページ）

3. 本件砂丘を河川区域に指定しなかったことが規制権限の不行使として著しく合理性を欠くとはいえず、これをもって河川管理の瑕疵に当たるとはいえないこと

（一審被告控訴理由書27ないし55ページ、一審被告準備書面(12)19ないし26ページ）

4. 本件溢水は回避可能性がなかったこと

（一審被告控訴理由書49ないし52ページ、一審被告準備書面(12)31ないし33ページ）